

改正案	現行
<p>（組織変更計画書の記載事項）</p> <p>第二条の二 法第三十四条の第五項に規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。</p> <p>一～二（略）</p> <p>三 組織変更後に発行する株式の総数</p> <p>四 会員に対する割当てにより発行する株式の総数及び発行価額</p> <p>五（略）</p> <p>（取得又は所有の態様その他の事情を勘案して取得又は所有する株式から除く株式）</p> <p>第二条の六 法第三十四条の二十第一項に規定する総理府令で定める株式は、次に掲げる株式（商法第二百四十二条の規定により株主が議決権を有しないこととされるもの）議決権のある株式に転換することを請求できないものに限る。（）を除く。以下この条において同じ。）とする。</p> <p>一～二（略）</p> <p>三 会社の役員又は従業員が当該会社の他の役員又は従業員と共同</p>	<p>（組織変更計画書の記載事項）</p> <p>第二条の二 法第三十四条の第五項に規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。</p> <p>一～二（略）</p> <p>三 組織変更後に発行する株式の総数及び額面株式を発行するとき は、一株の金額</p> <p>四 会員に対する割当てにより発行する株式の総数及び額面又は無額面の別並びに発行価額</p> <p>五（略）</p> <p>（取得又は所有の態様その他の事情を勘案して取得又は所有する株式から除く株式）</p> <p>第二条の六 法第三十四条の二十第一項に規定する総理府令で定める株式は、次に掲げる株式（商法第二百四十二条の規定により株主が議決権を有しないこととされるもの）議決権のある株式に転換することを請求できないものに限る。（）を除く。以下この条において同じ。）とする。</p> <p>一～二（略）</p> <p>三 会社の役員又は従業員が当該会社の他の役員又は従業員と共同</p>

して当該会社の株式の取得（一定の計画に従い、個別の投資判断に基づかず、継続的に行われ、各役員又は従業員の一回あたりの拠出金額が百万円に満たないものに限り。）をした場合（当該会社が商法第二百十條第一項の規定に基づき取得した株式以外の株式を取得したときは、証券会社又は外国証券会社に委託して行った場合に限る。）において当該取得をした会社の株式を信託された者が取得し、又は所有する当該会社の株式（法第三十四條の二十第三項第一号の規定により、当該信託された者が自ら取得し、又は所有する株式とみなされるものを除く。）

四〇五（略）

（資本の額の減少の認可申請）

第二條の九 株式会社金融先物取引所は、法第三十四條の二十二第一項の規定による資本の額の減少について認可を受けようとするときは、認可申請書に次に掲げる書類を添付して金融庁長官に提出しなければならぬ。

一〇五（略）

六 株式の併合をする場合には、商法第二百十五條第一項の規定による公告及び通知の状況を記載した書類

七 株式の消却をする場合においては、商法第二百十五條第一項の規定による公告及び通知の状況を記載した書類

して当該会社の株式の取得（一定の計画に従い、個別の投資判断に基づかず、継続的に行われ、各役員又は従業員の一回あたりの拠出金額が百万円に満たないものに限り。）をした場合（当該会社が商法第二百十條ノ二第一項の規定に基づき取得した株式以外の株式を取得したときは、証券会社又は外国証券会社に委託して行った場合に限る。）において当該取得をした会社の株式を信託された者が取得し、又は所有する当該会社の株式（法第三十四條の二十第三項第一号の規定により、当該信託された者が自ら取得し、又は所有する株式とみなされるものを除く。）

四〇五（略）

（資本の額の減少の認可申請）

第二條の九 株式会社金融先物取引所は、法第三十四條の二十二第一項の規定による資本の額の減少について認可を受けようとするときは、認可申請書に次に掲げる書類を添付して金融庁長官に提出しなければならぬ。

一〇五（略）

六 株式の併合をする場合には、商法第三百七十七條第一項において準用する同法第二百十五條第一項の規定による公告及び通知の状況を記載した書類

七 株式の消却をする場合においては、商法第二百十二條第二項において準用する同法第二百十五條第一項の規定による公告及び通知の状況を記載した書類

八（略）

（取引証拠金等の充当有価証券等の充当価格）

第五条の六 法第三十七条第一項の取引証拠金、同条第二項の取次証拠金及び同条第三項の委託証拠金の全部又は一部が同条第五項の規定により有価証券等をもって充てられる場合におけるその充当価格は、金融先物取引所が法第五十一条の二第一項の規定に基づく金融庁長官の認可（以下「金融庁長官の認可」という。）を得て定める基準日の時価に株券については百分の七十、その他については金融先物取引所が金融庁長官の認可を得て定める率を乗じた額を超えない額とする。

八（略）

（取引証拠金等の充当有価証券等の充当価格）

第五条の六 法第三十七条第一項の取引証拠金、同条第二項の取次証拠金及び同条第三項の委託証拠金の全部又は一部が同条第五項の規定により有価証券等をもって充てられる場合におけるその充当価格は、金融先物取引所が法第五十一条の二第一項の規定に基づく金融庁長官の認可（以下「金融庁長官の認可」という。）を得て定める基準日の時価に株券（端株券を含む。）については百分の七十、その他については金融先物取引所が金融庁長官の認可を得て定める率を乗じた額を超えない額とする。